

令和7年度教育研究活動助成事業実施要領

1 目的

この事業は、会員が行う各種の教育研究活動に助成し、香川県における教育の振興発展、教職員の資質向上に寄与することを目的とする。

2 助成対象事業

・この要領の目的にあった教科等の教育研究活動で、その成果を広く周知、啓発する事業を対象とする。資質向上など公務に関する研究活動も対象とする。

〔取組の例〕若い教職員のための〇〇研究会、〇〇に係る教材研究会・指導案検討会など

- ・会員5人以上で構成するグループでの研究活動に助成する。
- ・同一の教育研究活動への助成は、年度内1回を限度とする。

3 助成額の範囲

(1) 教育研究活動への助成は、次のとおりとする。

① 基本額 20,000円

〔若年者（原則として40歳以下）によるグループが教育研究活動を行う場合にあっては、30,000円〕

② 比例額 会員1人当たり 2,000円

③ 対象経費 教育研究活動実施に必要な経費（研究資料購入費、研究資料印刷代、会場使用料、外部講師の謝金及び旅費など）及び必要経費の支払いに要する手数料。

ただし、飲食費、備品購入費、会員に対する旅費、及びこの活動と直接関係を有しない経費は対象としない。

(2) 助成金は、(1)の基本額と比例額を加算した額と、実際に支出した額とのいずれか少ない額とする。ただし、50,000円（若年者によるグループの場合は、60,000円）を限度とする。

4 助成金の交付申請

(1) 交付申請は、教育研究活動の代表者（以下「申請者」という。）が「教育研究活動助成事業申請書（様式1）」及び「参加者名簿様式」を令和7年5月1日から令和7年9月30日までに理事長あて提出するものとする。

(2) 理事長は、申請書等の内容を審査し、適正と認めた場合には助成額を決定し、申請者あて通知する。

(3) 申請者は、申請書提出後、事業内容等に変更が生じたときは、その旨、理事長あて報告するものとする。

5 実績報告書の提出

申請者は、当該教育研究活動終了後20日以内に、請求書（様式2）に実績報告書（様式3）を添え、理事長に提出する。

6 助成金の交付

助成金の交付は実績報告書を審査のうえ、適正と認めた場合に申請者の共済組合員専用口座に送金する。